

提出書類と一緒に、本チェックリストも養成校あて提出してください。

令和7年度介護福祉士修学資金貸付申請チェックリスト

養成施設（学校）名

氏名

【記載内容確認チェック】

No	内容		チェック	備考
1	申請書 (様式第1号) (A3サイズ)	A3サイズで印刷し、必要項目をすべて記入した。	<input type="checkbox"/>	
		借入希望期間と申請金額は正しい。 (高等教育の修学支援新制度の支援対象者は、修学するうえでの必要額から減免後額を差し引いた金額の範囲内であること)	<input type="checkbox"/>	
2	誓約書・同意書 (様式第2・15号)	申請者と連帯保証人の住所・氏名は、様式第1号と一緒にである。	<input type="checkbox"/>	
3	申請書・誓約書・同意書は、申請者及び連帯保証人それぞれが自署した。		<input type="checkbox"/>	自署でない場合は再作成になります。

【提出書類チェック】

No	内容		チェック	備考
1	申請書（様式第1号）		<input type="checkbox"/>	
2	誓約書（様式第2号）		<input type="checkbox"/>	
3	同意書（様式第15号）		<input type="checkbox"/>	
4	シミュレーションシート（様式第16号）		<input type="checkbox"/>	
5	申請者の住民票 (世帯全員、続柄・本籍記載あり、個人番号（マイナンバー）記載なし)		<input type="checkbox"/>	※1
6	連帯保証人の住民票 (続柄・本籍記載あり、個人番号（マイナンバー）記載なし)		<input type="checkbox"/>	
7	申請者の最新年度の市町村県民税課税証明書 (収入額の記載があるもの)		<input type="checkbox"/>	
8	連帯保証人の最新年度の市町村県民税課税証明書 (収入額の記載があるもの)		<input type="checkbox"/>	
9	申請者の生計を支える世帯全員の最新年度の市町村県民税課税証明書 (収入額の記載があるもの。生活保護受給の場合は、生活保護受給証明書の写し)		<input type="checkbox"/>	※2
10	該 当 者 の み 提 出	現在の住所が住民票と異なる場合 現在の住所が確認できるもの(賃貸借契約書・公共料金の支払い明細等の写し)	<input type="checkbox"/>	
11		高等教育の修学支援新制度の対象者である場合 奨学生証の写し	<input type="checkbox"/>	
12		「他の奨学金等の借受状況」が“ある”場合 奨学生証の写し		
13		中高年離職者（45才以上で離職して2年以内）の場合 離職日が確認できる書類（雇用保険受給資格者証、離職票等）	<input type="checkbox"/>	
14		法人が連帯保証人となる場合	<input type="checkbox"/>	※3

※1 住民票は申請者と連帯保証人の両者が記載されている場合は、住民票は1枚で構いません。

※2 「貸付の手引き」P15を確認してください。

※3 「法人保証による提出書類一覧表申請者用」の書類を併せて提出してください。

【その他】

- 埼玉県社会福祉協議会では、申請書類が全て整っている場合に、その記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- 申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。

提出書類と一緒に、本チェックリストも養成校あて提出してください。

法人保証による提出書類一覧表 申請者用

養成施設（学校）名 _____ 申請者氏名 _____

申請法人名 _____

【提出書類チェック】

法人が作成し、各養成施設を通じて借受希望者が提出するもの

	提出書類	チェック
1	連帯保証人と申込者との関係が分かる書類 ・勤務証明書又は雇用契約書の写し	<input type="checkbox"/>
2	法人による連帯保証に関する同意書（埼玉県社協指定様式） ※法人保証の場合、同意書（様式第15号）のほかにこちらの同意書も必要	<input type="checkbox"/>

- ・埼玉県社会福祉協議会では、申請書類が全て整っている場合に、その記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
- ・1法人では連帯保証人として認めることが難しいと審査で判断された場合、他の連帯保証人の追加について対応いただくことがあります。
- ・別途、法人から直接、県社協に提出いただく書類がありますので、法人に対応を依頼してください。